

## 一般競争入札の実施（公告）

複写サービス契約(コピー機の使用及び消耗品供給の複合契約)について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成30年9月13日

長崎県住宅供給公社  
理事長 岩崎 直紀

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務の名称

長崎県住宅供給公社複写サービス契約

モノクロデジタル複合機 モノクロ毎分 60 枚機以上 1 台

フルカラーデジタル複合機 モノクロ・カラー毎分 35 枚機以上 1 台

フルカラーデジタル複合機 モノクロ・カラー毎分 25 枚機以上 2 台

フルカラーデジタル複合機 モノクロ・カラー毎分 20 枚機以上 1 台

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書による

#### (3) 契約期間

平成30年11月1日から平成35年10月31日まで

#### (4) 設置場所

入札説明書による

#### (5) 入札の方法

入札書に記載する金額は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（単価）を記載すること。

また、1ヶ月の複写予定枚数が入札書に記載した複写予定枚数とした場合の60ヶ月分の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定複写枚数（60ヶ月分）を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規

定に該当しない者である。

- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過していないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入に係る競争入札参加資格を平成 30 年 9 月 3 日現在で有している者であること。
  - (4) この公告の日から 9 の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から 9 の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (6) 公社が示した仕様書と同等品以上の機器を納入できる者であること。
- 3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
（住所）〒850-0035 長崎市元船町 17-1  
（名称）長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班  
（電話）095-823-3422
  - 4 入札参加条件
    - (1) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。
    - (2) 複写機に故障又は障害が発生し、通報等による認知後、特殊な状況を除き 4 時間以内に使用可能な状況にできる者。
    - (3) 仕様書の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
  - 5 契約条項を示す場所  
3 の部局等とする。
  - 6 入札説明書の交付方法  
（期間）この公告の日から平成 30 年 10 月 9 日までの午前 9 時から午後 5 時までの間（県の休日を除く。）  
（場所）3 の部局等とする。
  - 7 一般競争入札参加申請書の提出期限及び場所  
入札参加希望者は、必ず「一般競争入札参加申請書」及び前記 2 の（3）に示す資格についての「資格審査結果通知書の写し」を提出すること。  
（提出場所）長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班  
（提出期限）平成 30 年 10 月 9 日（火）17 時 00 分

- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び日時  
(場所) 長崎県住宅供給公社 6 階会議室  
(日時) 平成 30 年 10 月 10 日 (水) 10 時 30 分開始  
入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)の場合は、入札を延期することもある  
るので、事前に 3 の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する
  - (2) 契約保証金  
契約金額(契約単価にそれぞれの複写予定枚数(60ヶ月分)を乗じて得た額(金額に小数点以下がある場合は、当該少数は切捨てる。)の合計額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に小数点以下がある場合は、当該少数は切捨てる。)以下同じ。)の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 公社を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県住宅供給公社、長崎県土地開発公社、長崎県道路公社、若しくは地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの(2 件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
  - (2) 競争入札参加申請書を提出していない物が入札したとき。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札したとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、または 2 人以上の代理をしたとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (8) 長崎県が行う各種契約等から暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 全ての入札単価が長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの複写予定枚数（60ヶ月分）を乗じて得た額の合計額）が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すことができる。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すことができる。

### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。